平成２５年（フ）第３３号
神奈川県小田原市国府津2035番地、前住所神奈川県中郡大磯町大磯1114番地
破産者　星野　輝夫
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１８７号
東京都台東区池之端４―26―２　Ｔ・Ｎハイツ403号室、住民票上の住所愛知県稲沢市平和町領内186番地
破産者　河原　克己
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１３号
愛知県豊橋市東新町５番地の15
破産者　朝倉　友江
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第３８号
兵庫県南あわじ市松帆古津路1006―１、住民票上の住所兵庫県南あわじ市松帆古津路603番地７
破産者　福原商店こと　福原　景子
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第２４号
和歌山県紀の川市下丹生谷47番地22、前住所和歌山県田辺市あけぼの34―８、前住民票上の住所和歌山県田辺市中屋敷町67番地
破産者　薗部商店こと　薗部　篤志
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第２６０号
徳島県名西郡石井町石井字白鳥321番地１　大栗マンション305号、旧住所徳島県名西郡石井町藍畑字高畑1187番地５
破産者　粟飯原義雅
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６６号
香川県観音寺市村黒町230番地１　県営常磐団地34棟５号、前住所香川県観音寺市吉岡町98番地１、住民票上の住所愛媛県四国中央市金生町下分219番地１　ティアラ栄橋
破産者　溝渕　哲生
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１３８９号
福岡市南区和田１丁目４番１―102号、前住所福岡市南区柳河内２丁目５番30―305号
破産者　橋本　和子
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４４９号
熊本県上益城郡益城町大字古閑34番地２
破産者　村上　義弘
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４５０号
熊本県上益城郡益城町大字古閑34番地２
破産者　村上　和枝
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２５年（フ）第９２号
青森県三戸郡五戸町字下モ沢向15番地１　市川守方
破産者　三橋　忠行
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第９３号
青森県三沢市谷地頭２丁目153番地４号
破産者　織笠　勝彦
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１０２号
青森県上北郡六戸町大字下吉田字赤田61番地２、旧住所青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字下久保174番地1235　舘野団地Ｄ―１
破産者　明戸　正美
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１７号
岩手県釜石市中妻町３丁目８番14号　ゆたか荘202号
破産者　及川　文男
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２５年（フ）第６０１号
仙台市太白区砂押町18―21　サニーコーポ205号、住民票上の住所青森県八戸市松ケ丘15番地８
破産者　松浦　大樹
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６３５号
宮城県岩沼市三色吉字梅82番地の２
破産者　遠藤　桂子
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６３８号
仙台市宮城野区東仙台５丁目21―30、住民票上の住所仙台市宮城野区東仙台１丁目７番10号　東仙台ハイツ102
破産者　稲邉　東弘
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２４号
福島県白河市東釜子字鹿島山３番地３
破産者　斎藤　裕子
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第６８４号
東京都立川市富士見町５丁目16番24号コーポ５　202号
破産者　濱崎　英治
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６８５号
東京都あきる野市雨間492番地７パンダ荘101号
破産者　野呂　義光
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７０７号
東京都羽村市富士見平２丁目15番地２アルフレックス108
破産者　青木　一夫
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部